

事業主の皆さまへ

公表はお済みですか？

令和5年3月末に事業年度末を迎えた企業の公表期限の目安は6月末です。

愛知労働局雇用環境・均等部指導課

## その1・・・従業員が300人※を超える企業は男女の賃金差異の情報公表が必要です

令和4（2022）年7月8日以降、女性活躍推進法により、従業員が300人を超える企業の事業主は、**男女の賃金差異を年1回公表**することが義務付けられました。

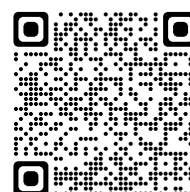
公表内容・方法の詳細はこちらから 



## その2・・・従業員が1,000人※を超える企業は男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です

令和5（2023）年4月から、育児・介護休業法により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが義務付けられました。

公表内容・方法の詳細はこちらから 



※従業員数は、以下に該当する「常時雇用する労働者」の数となります。

### 常時雇用する労働者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。  
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

お問い合わせ先

愛知労働局 雇用環境・均等部指導課

TEL 052-857-0312